

前橋地方裁判所委員会（第5回）議事概要

（前橋地方裁判所総務課）

1 日時 平成17年6月20日（月）13：30～15：30

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

安中啓子，池田修，久我泰博，高坂隆信，坂爪睦郎，鈴木叡，高橋康三，
東條宏，富岡恵美子，深堀充，町田久，宮崎瑞穂，渡辺一弘，山口幸男

※ 菊地委員は欠席，富岡委員及び深堀委員は中座。

（事務局担当者）

事務局長柴野正博，民事首席書記官井上庄二，刑事首席書記官渡部高士，
民事訟廷管理官根岸喜代志，刑事訟廷管理官松井秀雄，
前橋簡裁庶務課長福田秀太良，総務課長佐藤雅史，
総務課課長補佐押田美由貴

4 議事

- (1) 開会
- (2) 意見交換等（テーマ「裁判の分かりやすさについてはどうか。」）
- (3) 次回のテーマについて
- (4) 閉会

5 議事経過

- (1) 開会
- (2) 意見交換

※ 委員に対しては，民事及び刑事の判決のサンプル（いわゆる旧様式と改善案として示された新様式の2つ）を事前に送付し，これらを踏まえて意見を述べてもらった。

(委員長)

本日は、「裁判の分かりやすさについてはどうか。」とのテーマで意見交換をお願いします。

まず、導入として、この点に関する委員の印象をざっくりばらんにお聞かせいただきたい。

(委員)

わかりにくいという面はあると思う。法廷でのちょっとした用語などでも、日常は使わないような言い回し、例えば、期日の調整のときに「差し支えます」などということをして弁護士が言うが、法廷に出入りしない一般の人には分かりにくい。また、判決文も、改善の努力はされているのだろうが、新しい様式も私の目から見ればなお分かりにくいという印象である。

(委員)

「却下」と「棄却」の違いであるとか、言葉の問題は確かにある。

(委員)

判決もそうだが、法律文が分かりにくい。自分の仕事でも、法律の改正に伴って内部の規定を変えるとあったことがあるが、長々と文章がつながって、主語と述語のつながりが少しも分からない。何度読んでも理解できないことがある。なまじ素人の理解で文章を変えるとかえって間違いを生じかねないので、元の法律の文章をそのまま使ったが、普通の人が見ても何を書いてあるのかまったく分からないと思う。判決文もそういう面があって文章が非常に分かりにくい。古い様式の判決文は、100行くらい一文でつながっており、句点がほとんどなかったりする。新しい様式はその点では少し改善されていると思われ、良くなってきてはいると思う。

もっとも、長さという点では、厳格に、書くべきことはしっかり書かなくてはいけないし、大事なことが抜けてもいけないわけであるから、無理やり短くする必要はないと思う。

(委員)

判決文を改めてみると、やはり難しいという感じを受けた。日ごろから、裁判所に対しては堅い所だというイメージをずっと持っていた。

自分が民事裁判の法廷に出てやり取りしていた経験でも、素人の自分にとって、非常に分かりにくいということは感じていた。法律用語が出てくることはある程度止むを得ないとしても、一般の人でも分かるような言葉でやり取りしてもらえればと思う。和解の場ではむしろお互いの言うことが非常によく分かるのに、法廷の場のやり取りは分かりにくいということを感じていた。

(委員)

法律用語がたくさん出てきて難しいし、文章も長くて分かりにくいという印象である。

(委員長)

判決を報道するメディアの側の立場の委員の御意見はどうか。

(委員)

一番の問題点は、法律の用語が非常に難しいということにあると思う。

分かりやすく表現するように努力するという点は結構なことだと思う。

(委員)

判決のスタイルの改善については、なお問題点はあるが、口語表現も取り入れるなどして、だいぶ分かりやすくなっているという感じを受けた。

法律用語はともかくとして、最近は裁判所も検察庁も色々と配慮するようになってきており、そんなに難しくはなくなっていると思う。手続の流れさえ理解していれば、理解できないということはない。

なお、判決文の中に、実際のやり取りが口語体で書かれると、非常に分かりやすいという感じを受ける。

(委員長)

記者の人々にとって、裁判所が作る判決の要旨などの文章は分かりにくいと

ということはないのか。

(委員)

記者は、事件の背景を十分に理解して取材に当たっているのに、理解できないということはない。

(委員長)

記者としては、それを更に一般の人々に伝えるために、噛み砕いて記事を書いているということになるのか。

(委員)

そういうことである。裁判に限らず、中学生にも理解できるようにということで、テクニカルタームもできる限り平易に表現するように努めている。

(委員長)

法曹側の委員の御意見はどうか。

(委員)

かなり一般の人々には分かりにくいと思う。事件の当事者に判決を渡して読んでもらっても、そのままでは理解できないので、説明をかなり加えないと分かってもらえないというのが実情である。

特に、裁判所の認定がどうなっているのかがよく分からないと思う。分かりやすい判決にするためには、原告の主張と被告の主張を別表にでもして、その認否も表形式で整理し、裁判所の認定は別途記載するという方法が分かりやすく、民事判決の主張整理の方法は今のようスタイルでない方がむしろよいと思っている。

言葉の難しさという点は、昔に比べると、個々の裁判官の努力でかなり改善されていると思うが、判決のスタイルという点では改善の必要があると思っている。

(委員)

法廷で見ている実感としては、傍聴人がたくさん来ているときや、当事者本

人が出頭しているような場合には、裁判官が分かりやすく訴訟指揮をしているなど感じることもある。弁護士も依頼者である当事者本人が同席しているときには、それなりに気を使って発言等をしている。その意味で、一般市民が注視していると、法律家も分かりやすく表現するように心掛けるという面があると思うし、できる限り分かりやすく表現するように心掛けるということは良いことだと思っている。

この点は、裁判員制度が導入されるに当たって、抜本的に変えていく必要があり、できるだけ多くの人々に裁判を見てもらって、率直な意見を出してもらうのが良いと思う。

(委員)

刑事の裁判について言うと、期日が細切れになって、2回3回と分かれてしまうことが分かりにくさのひとつの原因であると思う。連続的に、最初から続けて手続が行われれば、かなり分かりやすくなるのではないだろうか。

もうひとつは、手続に説明がないという点が問題である。法律家である検察官や弁護士だけが分かっている、あるいは被告人もそれがどういう手続なのかを分かっているということもあるのではないか。しかもそこに法律の専門用語が飛び交うということで、ますます分かりにくくなってしまっている。特に裁判員制度が始まれば、手続について、少なくとも裁判員に対してあらかじめ説明する必要があるし、法廷の場でも折々説明を加えていく必要もあると思う。そういった形をとれば、特に裁判員制度の導入により、刑事裁判に関しては今後かなり分かりやすいものになっていくのではないか。

法曹三者だけが分かっているよということでは今後はだめであって、その点の意識改革をしなければならないということはしきりと進めているところである。現在の裁判が非常に分かりにくいというのはそのとおりだと思う。

ちなみに、証人尋問の方法などを見ても、自分の言葉で自由に話してもらうのではなく、交互尋問の形でひとつひとつ発問し、予定していない話が出ると

発言を止めたりしながらやっているが、これも証人に見れば頭の整理ができなくなると思うし、質問している方も分からなくなるといふことがあると思う。その辺りも考えていかなければならないと思っている。

(委員長)

裁判所側の委員の御意見はどうか。

(委員)

判決に関しては、法律よりも事実を前面に出し、法律用語を散りばめるのではなく、事実を法律用語を使わずにきちんと書くということを心掛けている。この点は、自分の経験でも以前に比べるとだいぶ変わってきているのではないかと思う。

手続面では、色々あると思うが、集中審理を行うということ、また、訴訟の進行具合、争点がどこまで明らかになってきているのかということを確認にして、弁護士を通じて本人にもしっかりと伝えてもらうということが大切であると考へている。

(委員)

個々の用語の問題等もあるが、刑事裁判については、どうして時間が長く掛かるんだらうという点が分からないといふことがあるのではないかと思う。また、刑事事件では有罪判決が出ているのに、同じ関係で民事の裁判を起すと反対のような結果が出るという辺りも分かりにくいと思われるのではないか。

中学生等が法廷を傍聴に来ることがあるが、その際は手続を頭からずっと見て、判決の宣告までずっと通して見るようなことが多い。そのような際に印象を聞いてみると、特に難しくはなかったという反応が返ってくる人が多い。

自分としても、ケースにもよるが、なるべく分かりやすく裁判をするように心掛けているつもりである。

(民事首席書記官からの説明)

裁判の分かりにくさというのは、ひとつには漠然としたイメージとして分かりにくいという印象があり、しかも自分とは関係のないことという意識もあって、なかなか理解しようとして踏み込んでいくということにならない。その結果、そのイメージが払拭されないということがあると思われる。法律の用語自体が難解であるということ、裁判で使われる日常では使われないような言い回しも、イメージとして裁判が分かりにくいという印象を与えている。

一方、事実として、裁判書が用語や文体、文章の構成が日常のものとは異なっていて分かりにくいという面も確かにあると思われる。

この裁判の分かりやすさという点に関しては、裁判所としても色々な手立てを講じている。例えば最近では、弁論準備手続を活用して、膝を交えて双方の主張を出し合いながら整理を行うという方法が主流になっており、以前に比べると近寄り難さという点では良くなっていると思われる。また、判決の書き方も、以前のように抗弁、再抗弁、再々抗弁というように法律構成を中心にした方法から、まずこの事件では何が争いになっているのかという社会的事実を冒頭に記載するといった方法が取られるようになってきている点も改善と言える。一方、法律用語を用いれば一言で言い表せるが、それを日常的な用語で表現しようとするとき非常に回りくどくなってしまうということがあって、法律用語を用いざるを得ないというものもある。例えば、「錯誤」といった言葉は、日常的な用語で表現しようとするとき大変回りくどい表現になってしまう。あるいは、「棄却」「却下」といったように、言い換えようがない言葉もある。

このほか、最近では裁判官も書記官も、当事者に説明する場合などにはできる限り分かりやすく、平易な言葉を使うように心掛けており、できる限り分かりやすい裁判となるように努力をしているところである。とりわけ、平成10年の民事訴訟法の改正以来、こういった点は、一層加速してきているという印象を持っている。

(刑事首席書記官からの説明)

判決書の文章は、昔から、用語が古めかしい、一文が極めて長く、主語と述語が離れすぎているといったことが言われてきた。

こういった状況の中、平成のはじめ頃に、判決書について、いわゆる「新スタイル」の判決書というものが示されることになる。これは東京地裁の当時の所長が広報誌において「平易な分かりやすい判決を目指すべき」と呼び掛けたことをきっかけに、東京地裁と大阪地裁の有志の裁判官が見直しを行った結果である。

平成の初め頃からそういった取組が進められ、平成7年の改正で刑法の口語化も進められた。漢語調の言い回しを避けたり、文章を短文化し、平易な言い回しをするといったことは、現在ではかなり浸透してきていると思われる。

ところで、平成17年秋に施行される改正刑事訴訟法により、公判前整理手続というものが導入される。これは裁判の迅速化の要請に応えるための改正であるが、この手続により第1回期日前に争点や証拠を整理し、集中審理、連続開廷が実現することになり、裁判の分かりやすさという点でも効果を発揮すると思われる。

(委員)

新聞記者が記事を書くためのハンドブックというものがあって、なるべく分かりやすく書くように心掛けるようにしている。中学1年生でも分かるように書けと指導している。もっとも、言葉というのは慣れが必要であって、どうしても言い換えられない部分があるのは確かである。

(委員長)

特に裁判については、それによって強制力が生じて、従わせるという効果を及ぼすことになるので、曖昧であっては困るという面があり、それゆえの表現上の制約というのは避けられない面がある。

(委員)

ある概念には色々な意味がこめられているから、簡単に他の言葉に置き換えられないという面はある。言葉には慣れもあって、何度も出てくればそんなものかと分かるということもあると思う。

(委員長)

今までは裁判の当事者が分かっていたら良くて、一般の人々はこんなことが進んでいるなということが大体理解できれば足りたと思われるが、裁判員制度が実施されれば、裁判員という判断をする人に理解できるような裁判でなければならない。手続にしろ、用語にしろ、実施に向けてまだまだこれからこの点を詰めていかなければならない。特に、検察官や弁護人は大変だと思う。

(委員)

法教育ということも大切である。今の教科書にはあまりそういったことを意識した内容が含まれていない。小学校の高学年くらいからは、法の仕組みといった簡単なことから始めて理解を促す努力が必要だと思う。

(委員)

判決の主文の「未決勾留日数の算入」などという言い方も、簡単なようで意外と難しい。裁判というのはある程度格式も必要だし、短い文章に集約して表現するというのも必要だということは理解できる。警察の調書などでは、若い警察官が調書らしい調書にするために表現に苦労すると聞いている。弾力的な書き方を許すことも必要なのではないか。

(委員長)

その点は、話したとおりに書くようにという方向に進んでいると思う。

(委員)

裁判員制度になると調書の扱いなども変わってくることになるのか。

(委員長)

今は被告人の方で構わないと言えば、改めて証人を呼んで法廷で尋問をする代わりに調書で代用するというものもあるが、裁判員裁判になると例えば調書

では生々しさが伝わってこないということで、証人尋問を求めるようなことになってくるかもしれない。

(委員)

裁判員裁判になると、証拠調べや手続の流れも違ってくるかもしれない。例えば、まず被害者本人に話してもらって、事件の状況について臨場感のある説明をしてもらった上で次に進むというようなこともあるだろう。

(委員)

以前は、刑事事件の起訴状も、「虚構の事実を申し向け」などといったかなり難しい言葉を普通に使っていたが、最近はそういう言い回しを避けて平易な言葉で表現するようになってきている。

(委員)

モデル判決を見ると犯罪事実の記載の箇所で事実と情状を分けて記載している。手続の段階でも、検察官の立証の所で、事実と情状の問題を一度にやってしまうと分かりにくいので、やったかやらないかをまず調べた上で、次に量刑の事情等に進むというようにすると分かりやすいのではないか。

(委員長)

刑事裁判というのは、その被告人が有罪か否か、有罪であればどの程度の刑を科すべきなのかという点を決めるために必要な範囲で事実を明らかにすれば足りるわけで、裁判で明らかにすべきことには限度があるということにも理解を求めていく必要があるのではないか。

また、裁判の分かりやすさという点は、個々の裁判官が意識し、努力していかなければならない面と、裁判の制度の中でこれを踏まえて変えて行かなくてはならない面とがあると思う。今後、本日いただいた御意見を参考にし、国民にとって分かりやすい裁判の実現に努めて行きたいと思う。熱心な御議論に感謝する。

(3) 次回のテーマについて

(委員長)

次回のテーマとしては、「裁判の速さはどうか。」という予定になっているが、それでよろしいか。

(各委員異論なし)

(4) 閉会